

# 長寿(後期高齢者)医療制度 被保険者(75歳以上)の皆さまへ

## 7月は切り替えの時期です!!

### その1

#### 「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切り替わります

平成26年8月から被保険者証が切り替わります(有効期限が平成27年7月31日となります)。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵便又は窓口等で交付します。

被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

### その2

#### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等(低所得・低所得Ⅱ)に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関等で入院・受診の際に窓口で提示すると、月額の自己負担額が限度額までの負担となります。ただし、「今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、平成26年度も引き続き住民税非課税世帯の方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

※平成26年度住民税課税世帯の方については、減額認定証の認定要件に該当しません。

※世帯構成員に平成26年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証の申請を行ったことがある方も郵送しません。申告が必要です。申告により住民税非課税世帯となった場合、窓口にて認定証を申請してください。

**限度額認定証の  
申請に必要なもの**

■身分証明書

■被保険者証

■限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)

■印 鑑

問合せ:国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線273



## 7月から国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の納付が始まります!

平成26年度の国民健康保険税の納付は、**翌年2月までの8期払い**、後期高齢者医療保険料の納付は、**翌年3月までの9期払い**です。

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、早めの納付をお願いします。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談、お問い合わせにつきましては、市役所国民健康保険課までお気軽にお越しください。

※平成26年度の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

問合せ:国民健康保険課 滞納整理係 ☎893-4411 内線142~145